

令和7年度予算編成方針

本市の財政を取り巻く状況は、国の試算による地方税の動向によると、歳入の根幹である市税収入について一定程度の増収が見込まれる一方、歳出においては、少子高齢化に伴う社会保障経費等の増加はもとより、近年の円安や急激な物価高騰の影響を受け電力・ガス料金等のみならず、各種委託料やシステム使用料などに係る経費についても引き続き更なる財政負担の増大が想定されるところである。

また、これらに加え、本市では新たな義務教育学校の整備や児童数の増加への対応としての学校建設をはじめ、公園整備、コミュニティセンターなど公共施設等の老朽化に伴う施設の更新を進めており、今後はこれらの事業に係る市債償還のため、毎年度において多大な財政負担が生じる見込みとなっている。

これらのことを踏まえ、令和7年度の予算編成においては、後年度までの財政負担についても意識しながら、次に掲げる3つの視点を基に取り組むものとする。

(1) 既存事業の見直し及び精査

各部局において、市民ニーズの変化を見極め、事業廃止を含めたあり方の検討や事業実施手法、事業費の精査を徹底し、市全体として一般財源を捻出するよう既存事業の徹底した見直しを行うこと。

(2) 財源の確保

既存、新規に関わらず、今後の事業実施における一般財源や市債による財政負担を圧縮するため、国や大阪府等による補助金制度の活用ができないか、今一度事業費への充当財源を精査すること。

(3) 部局内マネジメントの強化

市全体として限られた財源を効率的に事業に配分していくため、各部長は部局内全体における事業の緊急度や重要度を見極めた上で、明確に優先順位をつけること。

また、新規施策実現に向けた予算を計上する際に必要となる一般財源については、既存事業の見直しや受益者負担の考え方を原則とした使用料・手数料の見直し、その他新たな歳入確保などを通じて、原則、部局内での捻出を図ること。

本市では、今後の更なる行財政改革の推進と政策創造の指針として、令和6年2月に『守口市行政経営プラン』を策定した。令和7年度においても、本プランの基本理念である市の経営資源を最大限活用した行政運営による「いつまでも住み続けたいまち守口」の実現に基づき、まちづくりを推進していくためには、予算編成において、職員1人ひとりがその理念を共有し、取り組むことが極めて重要である。

各部長においては、全ての職員が本市の取り巻く状況を理解し、上記の事項への取組に対する認識をしっかりと共有した上で予算編成にあたるよう、部局内マネジメントを徹底されたい。

市長 瀬野 憲一

「守口市障がい者・高齢者交流会館のあり方について」にかかるパブリックコメント募集要領

本市では、今後の守口市障がい者・高齢者交流会館のあり方について、方針を作成しましたので、皆様のご意見をお聞きするため、パブリックコメントを実施します。

なお、いただいたご意見は内容ごとに取りまとめた上で公表しますが、内容に関係のないもの等は回答や公表をしないこともありますので、あらかじめご了承ください。

1. 募集期間

令和6年10月1日（火）から令和6年10月31日（木）まで

※ 郵送の場合は、令和6年10月31日（木）の消印有効

2. 提出方法（※住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。）

1 持 参	下記の設置場所に記載の各施設（回収ボックス投函）
2 郵 送	〒570-8666 守口市京阪本通 2-5-5 守口市役所 障がい福祉課
3 F A X	06-6991-2494
4 E-mail	Mori_shougai@city-moriguchi-osaka.jp

※ 障がい等の理由により、上記の提出方法が困難な方は、口頭での意見提出も可能です。

3. 設置場所

以下の施設に、「守口市障がい者・高齢者交流会館のあり方について」、「募集要領」及び「意見提出用紙」を設置しています。また、市ホームページにも掲載しています。

- ・障がい福祉課（市役所3階）
- ・守口市情報コーナー（市役所2階）
- ・大日サービスコーナー
- ・守口市立図書館
- ・各コミュニティセンター
- ・守口文化センター
- ・市民体育館
- ・障がい者・高齢者交流会館

4. 問合せ先

守口市 健康福祉部 障がい福祉課

〒570-8666 大阪府守口市京阪本通 2 - 5 - 5 守口市役所 3階

電話番号：06-6992-1630

FAX：06-6991-2494

パブリックコメント

守口市障がい者・高齢者交流会館のあり方について

令和6年10月1日～令和6年10月31日

守口市健康福祉部障がい福祉課

1 はじめに

守口市障がい者・高齢者交流会館（以下「交流会館」という。）については、令和6年2月に策定した「守口市行政経営プラン」において、「本施設が担う会館機能について、代替手段を検討した上で、老朽化が進む現施設については、廃止も含めて、あり方を検討する。」と位置づけました。

これを受け、交流会館のあり方を検討した結果、今後の方針についての市民の皆様からご意見を頂戴するため、パブリックコメントを実施しようとするものです。

2 交流会館の概要

交流会館は、障がい者及び高齢者の社会参加の促進を図るため、平成5年度に開設し、障がい者及び高齢者の交流の場及び機会の提供を行っている公の施設です。

建物は、4階建てで、1階にロビーと和室、2階に会議室を有しており、3階に「北河内西障害者就業・生活支援センター」と「守口市障がい者自発的活動支援事業所」、4階は「守口市基幹相談支援センター」と「守口障がい者相談支援事業所」が入居し、事業運営を行っています。

1階及び2階については、障がい者及び高齢者の団体やサークルが、社会参加や交流のために利用する場合、無料で利用できます。

所在地は、守口市日吉町1丁目2番12号です。

(参考) 交流会館利用状況

(件)

	H30	R1	R2	R3	R4	R5
会議室1・2階	717	517	276	362	676	712
和室	199	233	27	34	71	85
合計	916	750	303	396	747	797

3 交流会館の抱える課題

交流会館は、平成5年度に開館し、築30年以上が経過しており、建物の老朽化が進んでいます。今後も安全に継続して運営を行っていくには、大規模改修工事等が必要な状況となっています。

一方、現在は、交流会館の開館時とは異なり、地域のコミュニティセンターが整備され、障がい者や高齢者の施策が充実してきたことにより、社会参加や交流の場が広がっています。

そのような状況の中で、新型コロナウイルスの影響等により、交流会館の利用者数が減少傾向にあり、また、交流会館の立地条件の問題から、利用している団体は、近隣の利用者に固定化してきている状況となっています。

そこで、交流会館が担う機能について、今後のあり方など検討することが必要となりました。

4 今後の方針

交流会館を廃止する場合における代替手段について、庁内で関係各課と調整や検討を行った結果、必ずしも利用しやすい場所といえない交流会館よりも各地域にある「コミュニティセンター」や「さんあい広場」が整備されてきたことから、それらを活動の場として利用することが最も良いとの判断に至りました。

しかしながら、コミュニティセンターでは、自治会や地域活動については、利用料の減免が適用されるものの、障がい者団体やサークル等の活動については、減免が適用されない状況となっています。

そこで、現在、交流会館を社会参加や交流のために利用する場合は、無料で利用できることとなっていることから、新たに市内の8か所のコミュニティセンターにおいて、障がい者団体やサークル等が社会参加や交流のために利用する場合には、利用料の減免が適用されるよう整備を行います。

なお、交流会館3階及び4階の事業所については、事業所スペースを市役所本庁舎内に確保し、移転することとします。

市としては、これらの対応策を行うことで、市内全域で障がい者や高齢者の活動の場が広がると判断し、令和6年度末をもって、交流会館を閉館するという方針としました。

(参考1) 市内コミュニティセンター一覧

名 称	位 置
守口市中部エリアコミュニティセンター	守口市京阪本通2丁目5番5号
守口市東部エリアコミュニティセンター (よつば未来公園会議室含む)	守口市大久保町1丁目南27番6号
守口市南部エリアコミュニティセンター	守口市大宮通1丁目13番7号
守口市庭窪コミュニティセンター	守口市佐太中町1丁目6番45号
守口市八雲東コミュニティセンター	守口市八雲東町2丁目50番12号
守口市錦コミュニティセンター	守口市菊水通4丁目20番10号
守口市北部コミュニティセンター	守口市淀江町6番3号
守口市西部コミュニティセンター	守口市文園町8番8号

(参考2) 市内さんあい広場一覧

さんあい広場「さた」	佐太小学校内
さんあい広場「さくら」	さくら小学校内
さんあい広場「かすが」	さつき学園内
さんあい広場「とうだ」	藤田小学校内
さんあい広場「きんだ」	金田小学校内
さんあい広場「よつば」	よつば小学校及び東部エリアコミュニティセンターよつば未来公園会議室